

# 選定療養費について

## 選定療養費について

---

当院では、2020年4月1日より紹介状をお持ちでない患者さんが受診する場合は、保険適用の診療費とは別に選定療養費として、初診時5,500円(税込)、再診時2,750円(税込)(健康保険対象外)をご負担いただくことになります。

\*ただし他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの患者さんや救急車で来院された患者さんは除きます。

## 選定療養費とは

---

初診に関する選定療養費制度は平成8年4月の健康保険法の改正により「地域の医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分担を推進するため、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

2020年の診療報酬改定により200床以上の地域医療支援病院に紹介状なしで受診する場合は、**初診時5,000円以上、再診時2,500円以上の金額を保険適用の診療費とは別に徴収することが義務化**されました。

当院は、200床以上の「**地域医療支援病院**」として、かかりつけ医との役割分担により、専門的な検査や入院治療、救急医療を必要とする患者さんの治療を行うことを役割としています。

このような患者さんを一人でも多く診療できるように、**普段の診療やお薬は、「かかりつけ医」を受診していただき、「かかりつけ医」が専門的な検査や治療を必要と判断した時には、紹介状を持参して当院を受診していただきますようお願いいたします。**

## 地域医療支援病院とは

---

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、地域医療の第一線を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、知事が個別に承認した病院です。

## 選定療養費が発生する場合

---

- ・当院を初めて受診される場合
- ・以前に当院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了(治癒)している場合
- ・患者さんの任意により診療を中止し、1ヶ月以上経過後あらためて受診される場合
- ・医師が他の病院又は診療所に対して紹介を行ったにもかかわらず、患者さんご自身の意思  
当院の受診を希望される場合

## 選定療養費の対象外となる場合

---

- ・他の医療機関から紹介状を持参された方
- ・医学的に緊急性を要する方
- ・特定健康診査・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・各種公費負担者制度の受給者である方  
(公費負担者制度の受給者である方のうち「小児医療助成制度」「ひとり親家庭等医療助成制度」は選定療養費の対象となりますのでご注意ください。また、公費負担者制度の受給者である方のうち、受給対象となる疾患が定まっている場合については、それ以外の疾患について受診される際には選定療養費の対象となりますのでご注意ください。)
- ・当院で診療を継続している方

\*ご不明な点は、総合案内 医事課スタッフにお尋ねください。